環境省・オフセット・クレジット認証運営委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 23年 1月 7日

オフセット・クレジット（J-VER）プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
十勝地域における昭和工業㈱BDF 活用プロジェクト ～環境モデル都市帯広市を中心とした十勝の低炭素社会への貢献プロジェクト～			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名（フリガナ）	昭和工業株式会社 （ｼｮｳﾜｺｳｷﾞｮｳｶﾌﾞｼｷｶｲｼｬ）		印
住所	帯広市西 18 条南 1 丁目 14 番地		
代表者氏名	神田龍一	代表者役職	代表取締役
担当者氏名	英　真示	担当者 所属部署・役職	総務部総務課 総務課長
担当者 E-mail	s.hanabusa@syouwa-kk.com	担当者電話番号	0155-33-3405
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	昭和工業株式会社 （ｼｮｳﾜｺｳｷﾞｮｳｶﾌﾞｼｷｶｲｼｬ）		
プロジェクト参加者名	大丸藤井株式会社 （ﾀﾞｲﾏﾙﾌｼﾞｲｶﾌﾞｼｷｶｲｼｬ）		
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	昭和工業株式会社 （ｼｮｳﾜｺｳｷﾞｮｳｶﾌﾞｼｷｶｲｼｬ） 以下のうち当てはまる項目に☑ ☒ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	株式会社トーマツ審査評価機構		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要[2]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 目的 環境モデル都市帯広市を中心とした十勝全域の低炭素社会への貢献活動 内容 地域住民や地域の飲食店からご提供頂いた廃食油を BDF 化し、運搬用車両の化石燃料の代替として BDF を使用することで CO2 を削減する。このプロジェクトによって創出されたクレジットによる資金を（仮称）帯広市環境基金に寄付することにより、地域の省エネ・新エネの開発や取組に資金が循環し、低炭素な地域作りに波及していくことを期待している。 【適格性基準との整合性】 適格性条件 1：一般家庭や飲食店等で使用された廃食用油であり、以前は未利用であった。 適格性条件 2:バイオディーゼル燃料の精製方式は、メタノールを用いたエステル交換方式である。 適格性条件 3:精製されるバイオディーゼル燃料により代替される車輌の燃料は軽油である。 適格性条件 4:プロジェクト使用する BDF 燃料は、全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会モニタリング規格を満たしている。 適格性条件 5:対象車輌は道路交通法に規程される公道を走る車輌であり、要件を満たしている。また、PJ 対象車輌は特定可能であり、車検を取得している。車輌・運行管理、トラブル発生時の対応に問題はない。 上記のように、適格性 1～5 まで本 PJ は、すべて条件を満たしている。 【法令遵守状況】 道路運送車両法：バイオディーゼル燃料を使用するプロジェクト対象車輌は全て、「バイオディーゼル燃料の併用使用」で車検証を取得している。 消防法：廃食油、メタノール、バイオディーゼル燃料等を一定量貯蔵し、取り扱うため、危険物製造所設置許可書を提出している。 【採用技術】 バイオディーゼル精製機器（D/OiL400A 型-400N 型）を用い、廃食用油からバイオディーゼル燃料を精製する。廃油回収用として車輌 2 台を使用している。プロジェクト対象車輌は、主に公共事業で使用する運搬車輌 計 13 台である。

[2] プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

<table>
<tr><td></td><td>【モニタリング方法】
ベースライン排出量：廃食用油を原料とした BDF 原料が利用されず、これまでと同じ化石燃料（軽油）の使用を想定している。本 PJ の BDF 使用量は精度管理された計量器を使用し、パターン B（実測）を適用する。
プロジェクト排出量：電力、メタノールおよびガソリン使用量はパターンA-1（購買伝票）を元に BDF 使用量/総 BDF 製造量で按分し、パターン C により算定する。廃食用油の回収に使用する軽油については、1 台はパターンA-1（購買伝票）を元に BDF 使用量/総 BDF 製造量で按分し、他の 1 台は、年間走行距離をもとに、パターン C により算定する。
【GHG 算定式の方法論への準拠性】
当該モニタリングプラン記載のモニタリング方法は、方法論に全て準拠している。
【モニタリング体制】
各モニタリングポイントの把握に関してはプロジェクト事業者である昭和工業㈱の担当社員が実測あるいは購買伝票を基に、電子データ化し管理する。各担当から報告のあった電子データおよび元データを総務課長が確認後、モニタリング報告書にまとめ、算定責任者である社長が確認をしている。また、データ測定・算定が適正に行われているか年 1 回程度、取締役土木部長により内部監査を実施し、モニタリング内容に不備が無いように徹底させて行うこととする。
【QA / QC 体制】
教育訓練：J-Ver 制度に参加することを全社員に周知させることから始め、モニタリング体制図に記載されている各担当者、各責任者においては、モニタリング計画書を基に各業務、各データがどう本プロジェクトに関わりを持っているかを徹底周知させる。各担当者にはチェックリストに基づいてデータの入力、確認を行わせる。データの一保管についても決められた場所に保管しすぐに取り出せるようにしている。QA/QC に関しては取得済みである北海道マネジメントシステムに準じて行うこととしている。
情報管理：モニタリングに使用したデータは、電子データ化し保管する。また、データの証憑類は、総務課長および担当事務員により保管する。
内部監査：データ測定・算定が適切に行われているか、年 1 回程度監査を実施する。万が一問題があれば、再度教育訓練を実施する。
測定機器の維持：測定器の維持については、取扱説明書に従い、各担当者が適切に管理し、法定期間に基づいた点検、整備を行うこととする。</td></tr>
<tr><td>プロジェクト実施場所</td><td>（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。）
バイオディーゼル製造場所：昭和工業株式会社西帯広事業所内
住所：帯広市西 23 条北 2 丁目 17-14
使用場所：十勝管内公道</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>プロジェクト期間</td><td colspan="6">2007 年　6 月　6 日 ～　2013 年　3 月　31 日（5 年　9ヶ月）</td></tr>
<tr><td>クレジット期間</td><td colspan="6">2010 年　4 月　10 日 ～　2013 年　3 月　31 日</td></tr>
<tr><td>プロジェクト計画開始届提出日</td><td colspan="6">2010年　9月　1日</td></tr>
<tr><td>妥当性確認終了日</td><td colspan="6">2011年　1月　7日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">想定削減・吸収量</td><td>年度</td><td>2008</td><td>2009</td><td>2010</td><td>2011</td><td>2012</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>t-CO2[3]</td><td></td><td></td><td>15t</td><td>15t</td><td>15t</td><td>45t</td></tr>
<tr><td>適用モニタリング方法ガイドライン</td><td colspan="6">オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン
（　排出削減プロジェクト用）　ver. 2. 3</td></tr>
<tr><td rowspan="2">適用方法論</td><td>方法論番号</td><td colspan="5">SS-E004　ｖer. 5. 0</td></tr>
<tr><td>方法論名称</td><td colspan="5">廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等における利用に関する方法論</td></tr>
<tr><td colspan="7">ダブルカウントの防止措置</td></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td colspan="5">（プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要）
昭和工業株式会社</td><td>印</td></tr>
<tr><td>公的な報告・公表制度（判明している公的制度）</td><td colspan="6">当該プロジェクトに係る排出削減量に対して、他の制度において認証取得しない。当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等を第三者に売却する際には、その売却先に対して環境に関わる付加価値の帰属を明確化、あるいは、環境に関わる付加価値の帰属先を明示する同意書等を別途作成する。
また、代表事業者等は排出量目標をもつ事業者、または地方自治体や報告書制度に参加している事業者ではない。</td></tr>
<tr><td>自主的な報告・公表対象（対象となるホームページ、環境報告書等）</td><td colspan="6">昭和工業株式会社の HP にて当該プロジェクトの内容、および当該プロジェクトから創出されるオフセットクレジット（J-VER）の発行量及び移転量を明記する。</td></tr>
<tr><td colspan="7">備考欄</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
</table>

以　上

[3] 小数点以下は切り捨てとし、トン単位で記載してください。よって、小数点処理のため、表記上では単年度の削減量・吸収量の合計と、各年度合計量が異なることもあり得ます。